

振出人死亡後の小切手の決済と 米国統一商法典 4 - 405条

浅 木 慎 一

目 次

- 一、緒言
- 二、統一商法典 4 - 405条と関連判例
 - 1. 統一商法典制定前
 - 2. 統一商法典 4 - 405条
 - 3. 4 - 405条適用判例の検討
- 三、小括

一、緒言

小切手の振出人が死亡した場合、彼が生前に振り出した小切手の呈示に際して、支払銀行がこれをいかに処理すべきかについては、わが国の銀行実務上も、対応に苦慮する課題であるといえよう。

わが国においては、民法653条を根拠に、当座取引先の死亡によって、小切手の支払委託契約を含む当座勘定取引が終了すると解するのがほぼ定説である¹⁾。これを受けて、当座勘定規定24条1項は、「この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された……小切手……であっても、当行はその支払義務を負いません」と規定し、手形交換所においても、細則77条(東京手形交換所)によ

1) 中馬義直・預金(入門銀行取引法講座第1巻)130頁(1970年)、星川長七=石井眞司他・預金〔三訂版〕(新銀行実務法律講座第1巻)200頁(1977年)、田中誠二・新版銀行取引法〔三全訂版〕166頁(1984年)、加藤一郎=吉原省三編・銀行取引〔第5版〕34頁(1988年)。

て、「振出人の死亡」が0号不渡事由とされ、これに基づき、振出人死亡後に小切手の呈示を受けたとしても、銀行は、原則としてこれを支払わないという扱いをしている。

しかし、はたしてかかる処理が真に適切かつ最善のものであるか否かについては、疑問も少なくない。小切手法33条の趣旨からみて、支払銀行は、振出人の相続人の計算においてこのような小切手を支払う権限をとくに認められており²⁾、このような小切手は、決済される方がむしろ故人の意思にも合致するのではないかとの評価も可能であろう。また、振出人の死亡に際し、民法653条の当然適用を前提になされている実務に対し、商法506条を根拠に疑問を呈する立場もある³⁾。

振出人が死亡した場合、支払銀行に支払義務はあるのか。義務はないが支払権限はあるのか。支払権限は当然に生じるのか。支払う場合の注意義務はどうか。免責規定の適用はあるのか。

上のような支払銀行の対応における法的疑問に対し、わが国の法令は、明文の規定を設けていない。また、これが争点となった判例もみあたらない。

米国においては、統一商法典4-405条が振出人の死亡に際しての顧客（当座取引先）と銀行との関係に関する明文の規定を設けており、当該規定に関連して若干の判例が存在している。

本稿は、小切手振出人が死亡した場合のわが国における銀行実務処理を再検討する準備作業のひとつとして、米国のこれらの諸判例の検討をなすことを目的とするものである。

二、統一商法典4-405条と関連判例

1. 統一商法典制定前

統一商法典制定前の判例は、一様に、顧客が振り出した小切手を支払う銀行

2) 大隅健一郎=河本一郎・注釈手形法・小切手法517頁（1976年）。

3) 塩田親文「当座取引先死亡と生前振出手形・小切手の処理」金融法務事情532号11頁以下（1969年）。

の権限は、銀行が顧客たる振出人の死亡を知った時に失効すると判示していた。

【1】Sneider v. Bank of Italy 事件⁴⁾

1918年3月13日、SはY銀行を支払人とする小切手を振り出した。裏書譲渡を受けて当該小切手の所持人となったW銀行は、3月14日、これを手形交換に付した。同日、Y銀行はこれを不渡返還したが、不渡事由を「資金不足」とすべきであったのに、誤って「支払銀行相違」としてしまった。小切手の返還を受けたW銀行は、不渡事由を不審に思い、電話でY銀行に照会した。Y銀行は（Sの当座預金残高を調査しなかったのであろうが）翌日に当該小切手を再度交換に付してもらえれば決済に応じると返答したようである。W銀行はこれに従い、3月15日に該当小切手を再度交換に付したが、この時、振出人Sはすでに死亡していた。同日、Sの死亡を知ったY銀行は、「振出人死亡」の事由を付して再びこれを不渡返還した。W銀行は、この処置に納得せず、Y銀行に強く決済を迫った。この結果、決済やむなしと判断したY銀行は、Sの当座預金勘定から当該小切手金額を引き落とし、Sの勘定は貸越を生じることになった。そこで、Sのestate（遺産財団）の管財人Xは、Y銀行に対し、小切手金額の返還を求めて訴を提起した。

裁判所は、小切手は当座預金債務者たる銀行に対する債権者の支払指図であり、その有効性は、銀行が小切手の振出人の死亡の通知を受領した時をもって終了すると判示した。そして、顧客の死亡を知った後にそのような小切手を支払った銀行は、顧客のestateに対して責任を負うとして、Xを勝訴させたのである。

代理権に関する一般原則によれば、本人の死亡は、代理人がそれを知る前であっても、代理人の代理権を終了させる効果を有する⁵⁾。米国においては、小

4) Sneider v. Bank of Italy, 184 Cal. 595, 194P. 1021 (1920).

5) CHARLES M. WEBER, COMMERCIAL PAPER 323 (2nd ed. 1975).

切手の資金関係につき、代理的側面があると捉えられている。ウィスコンシン州などでは、上の一般原則に従い、小切手（の支払指図）は、振出人の死亡をもって失効すると判示した判例も存在していた⁶⁾。しかしながら、一般に、銀行による小切手の支払に関しては、上の原則は緩和されて適用されてきた。

【1】に判示されたように、小切手あるいは小切手上的支払指図は、銀行が振出人の死亡の事実を知った時に失効すると構成されてきたわけである。この構成は、統一商法典制定前の判例に共通するものである⁷⁾。そして、このような一般原則の緩和によって、判例は、支払銀行が振出人の死亡の通知を受領する前に善意でなした支払の効果を有効と認めてきたのである⁸⁾。

2. 統一商法典 4-405条

統一商法典は、小切手の振出人の死亡に関して、4-405条において、以下のような規定を設けている。すなわち、同条1項は、「顧客の死亡であれ無能力であれ、銀行がその死亡または能力喪失宣告の事実を知り、かつ、それに基づいて行為しうる相当の機会を得るまでは、それらの事実、引受、支払、取立または勘定記帳をなす銀行の権限を失効させるものではない」と規定する。さらに、同条2項は、「銀行は、たとえ顧客の死亡を知ったとしても、その勘定につき権利を主張する者によって支払の差止が命令されていないかぎり、死亡後10日間は、死亡の日以前に振り出された小切手を支払い、または支払の保証をなしうる」と規定している。

上の規定のうち、1項は、それまでの判例において認められてきた代理に関

6) Dixon Shoe Co. v. Moen, 208 Wis. 389, 243 N. W. 327 (1932).

7) Pullen v. Placer County Bank, 138 Cal. 169, P. 83 (1902); Weiland's Administrator v. State Nat'l Bank, 112 Ky. 310, 65 S. W. 617 (1901); *In re Ludlam's Estate*, 158 Misc. 283, 285 N. Y. S. 597 (Sur. Ct. 1936). など多数。

8) 小切手振出人の死亡後、支払銀行が善意でなした支払を有効と認めたものとしては、Glennon v. Rochester Trust & Safe Deposit Co., 209 N. Y. 12, 102 N. E. 537 (1913); *In re Ehler's Estate*, 132 Misc. 910, 231 N. Y. S. 16 (Sur. Ct. 1928); *Johnston v. Thomas*, 93 Fla. 67, 111 So. 541 (1927). などがある。

する一般原則の緩和の反映であると解されている⁹⁾。小切手は、顧客による銀行に対する支払指図であり、銀行は、不当な支払拒絶に対して顧客に責任を負っている。銀行としては、この責任を回避するために、一応は呈示された（券面上正当な）小切手の支払に応ぜざるをえないという前提がある。そして、膨大な量の証券を扱う銀行に、常に振出人の生存を確かめさせることを要求するのは実際的でない。これらが、1項の立法理由として挙げられている。¹⁰⁾

2項は、いくつかの州を除けば、まったく新しい立法である。この項が設けられた目的は、振出人の死亡の直前に振り出された小切手については、probate（遺言検認手続）等のestateへの諸手続において、小切手持ちに、当該債権を届け出る等の煩わしい手続を要求せずに、これを換金することを許すためであるとされている¹¹⁾。このような小切手は、通常、短期間に債務を決済するために与えられるものであり、支払がなされるべきでないという積極的な理由は、あまり存在しない。それゆえ、かかる小切手の所持人に、estateに対する債権の届出を要求することは、所持人のみならず、遺言執行者、裁判所および銀行にとっても、煩わしい無用の形式にすぎないわけである¹²⁾。

2項の「勘定につき権利を主張する者」について、同条は必ずしもその範囲を明確にしていないが、明らかに、債権者、相続人、相続税徴収者およびこれらに準ずる者が含まれると解されている¹³⁾。遺言執行者および管財人もこれに含まれる¹⁴⁾。銀行は、これらの者からの支払差止命令につき、その実質的審査をする必要はない。

9) CHARLES M. WEBER, *supra* note 5, at 333.

10) UCC § 4-405, Official Comment 2 (1978 Official Text).

11) UCC § 4-405, Official Comment 3.

12) *Ibid.*

13) WILLIAM D. HAWKLAND, *CASES AND MATERIALS ON COMMERCIAL PAPER AND BANK DEPOSITS AND COLLECTIONS*, 349 (1967).

14) UCC § 4-405, Official Comment 3.

3. 4 - 405条適用判例の検討

【2】Lambeth v. Lewis 事件¹⁵⁾

Xは、小切手の受取人であったが、振出人が生存中は、その小切手を所持したまま呈示しなかった。振出人の死亡後、Xは当該小切手に基づいて、振出人のestateから小切手金額相当分を得ようとしたが、estateの管財人Yがこれに異議を申し立て、訴訟となったものである。

裁判所は、小切手の支払指図に関して以下のように述べている。

「小切手はそれ自体、引当てとなっている振出人の銀行預金の何らかの一部の譲渡として機能するのではなく、振出人の預金勘定から支払えという銀行に対する指図にすぎない。それは、銀行によって支払保証、引受または支払がなされる前であれば、何時でも振出人が失効させるものであり、振出人の死亡の10日後に法の作用によって、失効する。ただし、支払銀行が預金者の死亡を知らないで善意でそのような証券を支払った場合には銀行は責任を免れる¹⁶⁾。」

そして、本件については、すでに小切手は失効しているから、Xが小切手債権に基づいてestateに対する請求をなすのは失当であり、Xは原因契約に基づいて請求すべきであると判示した。

本人の死亡とそれともなう代理人の代理権の終了に関する一般原則は、小切手の支払指図という側面に関して、先に述べたように、統一商法典制定前から緩和される傾向にあった。前掲の【1】判例にみたように、統一商法典制定前の判例における原則緩和の法律構成は、小切手またはその支払指図の失効時点を、振出人の死亡の時点ではなく、支払銀行が振出人の死亡を知った時点に置き換えるという構成をとるのが一般的であった。そして、支払銀行が振出人

15) Lambeth v. Lewis, 114 Ga. App. 191, 150 S. E. 2d 462, 3 U. C. C. Rep. 878 (1966).

16) 3 U. C. C. Rep. 879.

の死亡の事実を知った時点で、もはや銀行はそれ以降小切手を支払えず、あえて支払った場合には、不当な支払として、振出人の estate に対する責任を負ったわけである。つまり、商法典制定前の判例理論によれば、小切手上的支払指図が有効に存続している期間と、支払銀行が小切手を支払いうる期間とは、常に一致していたことになる。それゆえ、振出人の死亡にもかかわらず、支払銀行がこれを支払っても、不当な支払の責任を免れえた根拠は、支払銀行が善意の間は、小切手上的支払指図が有効に存続していたからであると考えることができる。すなわち、支払指図の有効性の存続が、銀行を不当支払に対する責任から免責させる根拠であったといえよう。

これに対し、【2】判例は、従来の諸判例とは別の構成によって、一般原則を緩和したものとみることができる。

【2】によれば、小切手または小切手上的支払指図は、振出人死亡の10日後に失効するとされる。かりに、統一商法典制定前のように、小切手の支払指図の失効時期が、すなわち支払銀行が小切手を支払いうる期間の消滅時期に一致するならば、支払銀行は、善意であっても振出人死亡後10日を過ぎれば、小切手を支払えないことになるはずである。しかし、商法典4-405条1項は、明確に、支払銀行が振出人の死亡を知り、かつそれに基づいて行為しうる相当の機会を得るまで、支払権限を失わないと規定している。ここにおいて、【2】判例に従えば、小切手上的支払指図が失効したにもかかわらず、支払銀行の支払権限が消滅しないという事態が生じうることになる。すなわち、【2】に従えば、銀行の支払権限と小切手上的支払指図の有効性の存続期間とは必ずしも一致するものではなく、支払銀行は、小切手の支払指図の失効と無関係に免責されるということになる。したがって、不当支払に対する免責の根拠は、銀行の支払権限の存続にあると解せられることになろう。

【3】Holsombach v. Akins 事件¹⁷⁾

Xの父は、1969年の夏に遺言を残さずに死亡したが、その直前、Xの義

17) Holsombach v. Akins, 134 Ga. App. 543, 215 S. E. 2d 306, 17 U. C. C.

母に対し、遺産の一部をXに譲るよう依頼した。その後Xは、義母が振り出した白地小切手を受け取った。義母は、自分が死んだらXを受取人とする7,000ドルの小切手を完成し、換金するようXに指示した。それが父の遺産からXに与えられた金額に相当するものであった。1970年12月4日、義母は死亡した。そこでXは、12月10日、支払銀行に小切手を呈示した。生前、義母はレストランを経営しており、当該小切手が引当てとする当座勘定はレストランの営業用のものであったが、すでにこの勘定は、レストランの従業員で経理をまかされているGによって、1969年10月に支払差止がなされていた。支払銀行は、(振出人たる義母の死亡を知っていたかどうか不明であるが)Gの支払差止を根拠に、支払を拒絶した。そこでXは、義母の estate の遺言執行者Yを相手に、7,000ドルの請求訴訟を提起した。

裁判所は、【2】判例を引用し、小切手は、振出人死亡の10日後に法的作用によって失効するが、「本件小切手は、振出人死亡後10日以内に支払銀行に呈示されたのであるから、未だ法的作用によって失効していなかった¹⁸⁾」と述べた。その根拠を4-405条2項に求めている。さらに、同条の下で、振出人の従業員にすぎないGは、勘定に権利を有する者に該当しないとした。

しかし、Xは、結果的には、以下のような理由で敗訴している。

「たとえ我々が小切手は失効していなかったと結論づけたとしても、それにもかかわらず、本件においてXは小切手それ自体の支払を求めることはできない。なぜならば、彼は、支払銀行を当事者として訴訟に加えなかったからである¹⁹⁾」。そして、Xはその代わりに原因関係に基づく履行を求めているが、本件原因関係は不完全な贈与であり、義母の死亡によって失効したものであると判示された。

Rep. 181 (1975).

18) 17 U. C. C. Rep. 183.

19) *Ibid.*

【2】【3】は、共にジョージア州の事件であるが、【3】は、振出人死亡後10日以内に呈示があった小切手につき、それが小切手として有効であることを明確に述べている。

また、【3】は、所持人が支払銀行を当事者に含め、小切手の支払を訴求しておれば、異なった結論もありえたことを示唆しているが、その真意は必ずしも明らかではない。支払銀行は、所持人に対する支払義務を負わないから、銀行を当事者として訴求することにどういう意味があるのか定かではないからである。あえて付度すれば、支払銀行が振出人の死亡について善意であって、死亡後10日以内に支払呈示があった場合に、未だ失効していない小切手の呈示に際して銀行が支払拒絶すれば、それは不当な支払拒絶となり、銀行が振出人のestateに対する責任を負う結果、所持人が小切手金額を取得しうるということであろうか。そうとすれば、【3】判例は、当座取引先に対する銀行の支払義務の終了時期を、銀行が取引先の死亡を知った時点であると考えたのであろうか。

しかし、上のような構成を、支払銀行の支払義務に関して何ら言及のない統一商法典の下でとりうるか否かは疑問であり、もちろんこのような構成を採用したものは、ジョージア州はもとより、一例も存在しない。

【4】Estate of Norris 破産事件²⁰⁾

Nは、入院中に白地小切手を作成し、これを妹に与えて欲しいと友人に依頼した。その後、Nは死亡した。妹は、当該小切手の白地を補充したうえで、これを取立に付した。しかし、支払銀行は、当該小切手が手形交換にかかる前に振出人Nが死亡していたという理由で支払を拒絶した。支払拒絶は、N死亡後10日以内になされたものである。妹は、遺言検認手続において、小切手金額の支払を申請した。

本件の主たる争点は、とくに金額に関する白地補充権の範囲であって、結果的には、妹がNのestateから金員を受領したという事件であったが、

20) *In re Estate of Norris*, 532 P. 2d 981, 16 U. C. C. Rep. 1023 (1974, Colo. App.).

裁判所は、振出人の死亡と支払銀行の責任に関して、以下のような叙述をなしている。

「4-405条の下で当該小切手が有効であるとはいえ、振出人が死亡した場合には（銀行の）支払拒絶は不当なものとはならないので、銀行は責任を負うことはない。しかし、小切手の支払拒絶は、振出人に対する訴権の発生事由となる²¹⁾」。

【4】は、コロラド州の事件である。小切手の支払呈示は、振出人死亡後10日以内になされており、支払銀行は、振出人死亡の事実を知っている。そして、これに基づいて支払拒絶をしたものである。

【4】の判旨は、明らかに、振出人の死亡後、小切手または小切手上の支払指図が有効であるにもかかわらず、振出人死亡の事実について悪意の銀行がなした支払拒絶は、不当なものではないと述べている。すなわち、悪意の銀行は、たとえ小切手が有効であっても、これを支払う義務を負わないことを明らかにしているわけである。

【5】 Cirar v. Bank of Hartshorne 事件²²⁾

Wは、ドライブ・インの窓を破損したが、その修繕費用をY銀行が出捐した。Wは、Y銀行にその費用を返済すべく、1974年5月14日、Y銀行を受取人かつ支払人とする小切手を振り出した。5月30日、Wは死亡し、Xが遺産管財人となった。5月31日、XはY銀行を訪れ、Wの死亡を告げている。6月4日、Y銀行は、自らの所持するW振出の小切手を決済し、小切手金額を受納した。そこでXは、小切手金額の回復を求めて、Yを被告として訴求した。

裁判所は、たとえ支払銀行が受取人として小切手の所持人であったとし

21) 16 U. C. C. Rep. 1026.

22) Cirar v. Bank of Hartshorne, 567 P. 2d 96, 22 U. C. C. Rep. 428 (Okla. 1977).

でも、4-405条の適用を受けることに変わりはないと判示したうえで、Yを勝訴させた。小切手振出人の死亡と支払銀行の責任については、以下のように述べている。

「小切手は、法の作用によって振出人の死亡の10日後に失効する。ただし、(A) 支払銀行が預金者の死亡を知らないで善意でそのような証券を支払った場合、または (B) 勘定にたいして権利を有する者から支払差止を命じられていなかった場合には、銀行は責任を免れる²³⁾」。

【5】は、オクラホマ州の事件であるが、4-405条の解釈につき、【2】判例に依拠し、これと同様の態度をとるものである。【5】の判旨は、その表現も【2】にきわめて類似するものであるが、新たに(B)以下の表現が加えられている。

ところで、【2】判例は、支払銀行の免責の根拠を、小切手の失効とは関係なく、支払権限の存続に求めるものであった。そして、支払銀行は、振出人の死亡につき善意であるかぎり、小切手支払権限を失わないとするものであった。

【5】判例の(A)以下の部分は、【2】の判旨の再確認である。

(B)以下は、振出人の死亡につき、悪意の銀行の免責を述べている。【5】が、【2】と同様に、支払銀行の免責の根拠を支払権限の存続という点に置いたのであれば、(A)と(B)とを同列に配した【5】判例は、悪意の銀行が、振出人の死亡後10日以内は、関係者からの支払差止命令を受けないかぎり、小切手の支払権限を失わないということを明らかにしたものと考えられる。そして、差止命令を受けることによって支払権限を失うが、このような支払権限は、小切手の有効性とは関係がない、とするものであろう。

以上をまとめると、商法典4-405条について、ここまでの判例は、およそ次のように考えたことになろう。

(1) 振出人が死亡した時は、小切手は、その10日後に失効する。

(2) しかし、小切手の失効とは関係なく、支払銀行は、支払権限が存続す

23) 22 U. C. C. Rep. 431.

る間、その支払に関し、estateに対して免責を受ける。

(3) 振出人の死亡につき善意の銀行は、その事実を知り、それに基づいて行為しうる相当の機会を得るまで、支払権限を失わない。

(4) 振出人の死亡につき悪意の銀行は、振出人の死亡後10日以内は、支払権限を失わない。ただし、勘定につき権利を有する者から支払差止の命令を受けた時は、このかぎりではない。

小切手上の支払指図の有効性の存続がestateに対する支払銀行の免責の根拠であった統一商法典制定前にあつては、小切手が何時失効するかについて、その時期を論じることが一応の意義があつたと考えられよう。しかし、支払銀行の免責の根拠が小切手の失効とは無関係な支払権限の存続ということになれば、免責という側面に関して、小切手が何時失効するのかという点は、さほど大きな意味を持たなくなるであろう。そうとすれば、統一商法典4-405条の解釈として、とくに上の(1)の要件を含める必要はないのではないかとの評価が生じる余地があろう。

【6】Anderson v. Merriott 事件²⁴⁾

Aは、Xに対する債務の支払のため、小切手を振り出した。Aは、Xが小切手を支払呈示する前に死亡した。Xの支払呈示の時期は必ずしも明らかではないが(Aの死亡後10日を過ぎていたものと思われる)、その呈示に対し、支払銀行は、資金不足を理由に支払を拒絶した。そこで、Xは、Aのestateの管財人Yを相手に、小切手金額の支払を得るべく、訴を提起した。

Yは、4-405条を根拠に、当該小切手は、Aの死亡後、Xが支払呈示をなす前に失効したものであると主張した。裁判所は、以下のように述べて、この主張をしりぞけている。

「Yの抗弁は、4-405条を引用して、当該小切手が振出人の死亡により呈示の前に失効したとの主張に根拠を置くものである。この主張には理

24) Anderson v. Merriott, 550 P. 2d 1320, 19 U. C. C. Rep. 650 (Okla. 1976).

由がない。統一商法典4-405条は、振出人死亡後10日以内に呈示された小切手の支払または振出人の死亡を知らずになした支払に関して、銀行の責任を免除するものにすぎない²⁵⁾」。

【6】判例は、明確に、4-405条が、支払銀行の免責を規定したものにすぎず、小切手の失効にかかわる条文ではない旨を述べている。すなわち、【6】判例は、4-405条が、小切手の失効の時期については何ら規定するものではないとの立場をとっている。この立場によれば、小切手の失効時期について、商法典制定前の判例が、それを代理の一般原則に従って振出人死亡の時点と解したにせよ、支払銀行が振出人の死亡の事実を知った時点と解したにせよ、統一商法典は、この点に関する従来の判例法を何ら変更するものではないということになる。

【7】 Bank Leumi Trust Co. of New York v. Bally's Park Place, Inc. 事件²⁶⁾

Bは、カジノにおけるギャンブルの損失を支払うべく、カジノ経営者のYを受取人とし、Xを支払銀行とする小切手を振り出した。その後、Bは死亡したが、Yはその事実を知った。Bのestateは債務超過で支払不能となっていた。Yは、小切手振出の91日後に、Bの死亡の事実及びestateの支払不能の事実を知りつつ、小切手を取立に付した。その際、取立銀行は、ニュー・ヨーク手形交換所規則で義務づけられていた小切手券面の磁気コード印字を、当該小切手について失念した。このため、支払銀行たるX銀行は、当該小切手の取扱に関し、手形交換所規則に定められた不渡通告時限を渡過してしまい、不渡返却をすることができなくなってしまった。このような過失から、小切手を決済した形になってしまったX銀行は、Yに対

25) 19 U. C. C. Rep. 651.

26) Bank Leumi Trust Co. of New York v. Bally's Park Place, Inc., 32 U. C. C. Rep. 1542 (S. D. N. Y. 1981).

して小切手金額の回収を訴求した。

裁判所は、誤って小切手を支払った銀行は、受取人が、その誤りの結果、損失を被らないかぎり、たとえ銀行に過失があったとしても、支払を受けた者から当該金員を回収しようと述べて、Xを勝訴させた。その際、裁判所は、振出人の死亡の効果について、次のような言及をなしている。

「小切手振出人の死亡が彼の責任を終了せしめるものではないとしても、その事実は、受取人が支払銀行から取立をする権限を失効せしめるものであり、受取人をして、死者のestateの一般債権者の地位に立たしめるものである。統一商法典4-405条1項は、同様の結論を規定している。統一商法典4-405条1項の下では、顧客の勘定を引当てとする証券を扱う銀行の権限は、銀行が彼の死亡を知った時をもって終了する²⁷⁾。」

【8】Smith v. Gentilotti 事件²⁸⁾

Xの父Sは、1969年に、「息子Xのために、私が死ねば2,000ドルが死去に際して私のestateから支払われる。S」と覚え書を記した1984年11月4日付の小切手を発行した。Sは、1973年5月に死亡した。Xは、Sの死亡後10日を過ぎて支払銀行に小切手の呈示をしたが、支払拒絶された。そこでXは、Sの遺言執行者Yに対して、小切手金額の支払を訴求した。

裁判所は、この証券が一覧払の流通証券であり、その流通性は、15年もの先日付であるという理由によって影響されず、支払われるべき時期は、券面に示された日付によって決定されると判示した。そして、Yが、約因の欠如の抗弁を立証しえなかったので、Xを勝訴させたものである。このなかで、裁判所は、振出人の死亡と銀行の支払権限に関し、以下のように述べている。

「直接支払に関しては、支払銀行は、もし振出人死亡の事実を知ってい

27) 32 U. C. C. Rep. 1550.

28) Smith v. Gentilotti, 20 U. C. C. Rep. 1222 (Mass. 1977).

れば、彼の死亡後10日を過ぎれば、小切手を支払う権限はない。商法典4-405条参照。本件において、呈示はまったく無益な意思表示(futile gesture)としてなされたものである。直接支払に関する規定は、コモン・ローによって示された結果を再述したにすぎないのである²⁹⁾。

【7】【8】判例は、ともに小切手の振出人の死亡と、それにとまなう支払銀行の権限について明確に言及したものであり、本稿参照判例中でも、比較的新しいものである。【7】は、振出人死亡について善意の銀行の支払権限を、【8】は、悪意の銀行の支払権限を明確にしている。各々、4-405条の1項および2項に対応するものとみることができる。

【7】【8】ともに、4-405条の解釈として、小切手の失効に何ら言及することなく、同条が、単に支払銀行の支払権限を定めた免責規定にすぎないことを前提に、構成されたものと評価しうるであろう。

【9】Black v. Hart 事件³⁰⁾

Rは、死亡前に、合計25,000ドルの2通の小切手を振り出し、1971年2月6日に死亡した。これらの小切手を受け取っていたYは、2月8日、これを換金した。一方、フロリダ州法には、「死者の財産を取得し横領またはこれに干渉を加えたあらゆる者は、取得または横領されたすべての財産額および死者のestateが被ったすべての損害額につき、相続人に対し、または任にあたる者がおればその管財人に対し、責に任ずるものとする」という旨の条項が存在した。そこで、Rのestateの遺言執行者たるXは、この法律を根拠に、Yに対して、25,000ドルの返還を求めて訴を提起した。

Xは、Rの死亡によってその時点におけるRの当座預金残高はそのままRのestateに資産として組み入れられると主張し、一方、Yは、4-405条を根拠に自分が25,000ドルを取得する権利があると主張した。裁判所は、

29) 20 U. C. C. Rep. 1224.

30) Black v. Hart, 301 So 2d 787, 15 U. C. C. Rep. 467 (Fla. App. 1974).

以下のように述べてXを勝訴させた。

「〔4-405条〕は、“支払銀行とその顧客との間の関係”と題されている。Xは、本条が小切手の支払における銀行の責任に関してのみ適用されるものであり、〔相続財産取得等に関するフロリダ州法〕の変更は意図されていないと主張する。〔当該フロリダ州法〕の目的は、……estateのすべての資産が相続人に移転することを要求することである。〔4-405条〕は、相続人とestateに対して権利を主張する者との間の、この主要な関係を変更する効力を持たない³¹⁾」。

【9】判例も、4-405条が単に支払銀行の免責規定にすぎないということを前提に、同条が相続に関する他の法規定に影響を与えるものではないことを述べたものである。同条が銀行の免責規定にすぎないという前提からは、当然の帰結であるといえよう。

三、小括

統一商法典4-405条の解釈に関しては、【6】判例以下の流れが、ほぼ定着しつつあるように思われる。すなわち、同条を、小切手振出人死亡後の支払銀行の小切手支払権限を定めた免責規定にすぎないと解するものである。

4-405条の文言自体は、銀行の権限を定めたものであるが、米国裁判所は、とくに【6】において明確にされているように、同条をもって、銀行の免責規定であると解している。銀行が免責されるというのは、取引先の死亡によって、本来相続財産となるべき当座預金につき、小切手の決済に応じることにより、銀行がこの勘定から支払をなしたとしても、取引先のestateに対して責任を負わないという意味であろう。したがって、支払銀行は、たとえ取引先の死亡を知ったとしても、彼の死亡後10日以内は、取引先の生存中と何ら変わることなく事務を処理しうるわけである。

支払銀行にとっては、ともかく小切手の支払に応じてしまい、その後につい

31) 15 U. C. C. Rep. 468-469.

ては関知せず、問題があるならば estate と小切手金額を受領した者との間で解決を図ってもらうという方法が望ましいであろう。かえって慎重に配慮すれば、煩わしい事務処理を要求されるであろうし、当事者の紛争にまきこまれる危険も生じるわけである。したがって、むしろ積極的に小切手を決済して、紛争の外にのがれる方が賢明であるともいえよう。この意味で、免責規定として 4-405条の果たす役割は大きいといえるのではなからうか。

わが国においては、たとえ小切手法32条、33条によって、支払呈示期間中は振出人の死亡後も銀行の支払権限は失われないと解したにせよ、支払権限の存続が、ただちに生前と同様の支払銀行の免責に結びつくという考えは存在しないであろう。さらに、わが国においては、以下のような問題がある。すなわち、呈示された小切手が、振出人の死亡前に振り出されたものか否かは、必ずしも判然としない。取引先の死亡によって、当座勘定契約に基づく特約が当然には援用できなくなることにより、偽造小切手を支払った場合の免責という困難な問題も残される。さらに、死者の当座預金を生前振出小切手の決済資金として引き落とすことになれば、相続人に対する関係では、民法921条1号（相続財産の一部の処分による法定単純承認）の規定も考慮にいれる必要が生じるであろう。

いずれにせよ、相続人に対する関係での支払銀行の免責という課題を克服することが、わが国における振出人死亡後の小切手の決済を考える上で重要な問題であることは確かであろう。わが国の問題については、今後、慎重に検討を試みたいと考える。